平成 11 年 6 月 24 日市長決定 平成 14 年 4 月 1 日一部改正 平成 15 年 4 月 1 日一部改正 平成 19 年 4 月 1 日一部改正 平成 20 年 4 月 1 日一部改正 平成 25 年 3 月 1 日一部改正 平成 26 年 4 月 1 日一部改正 平成 27 年 12 月 7 日一部改正 平成 29 年 5 月 16 日一部改正 平成 30 年 7 月 31 日一部改正 平成 30 年 7 月 31 日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市景観まちづくり条例(平成10年条例第20号、以下「条例」という。)第35条第2項及び第3項に基づく公共事業等の実施に伴う景観デザインの検討、審議、調整及び評価等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 前条の目的を達成するため、公共事業等景観デザイン委員会(以下「委員会」 という。)及び公共事業等景観デザイン研究会(以下「研究会」という。)を置く。 (所掌事項)
- 第3条 研究会は、公共事業等景観形成指針(条例第35条第1項)に基づき、委員長の指示により公共事業等の基本計画、基本設計、実施設計、詳細設計等(以下「設計等」という。)及び事業実施に係る景観形成の調査研究及び検討を行い、委員会に報告する。
- 2 委員会は、研究会の報告に基づき、公共事業等の景観デザインについて審議する とともに事業実施後の評価を行う。
- 3 委員会は、公共事業等の規模に応じ、その所掌事項の一部を研究会に委任することができる。

## (委員会の構成)

- 第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、別紙1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、前項の委員以外に臨時に委員を置くことができる。
- 4 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 5 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 6 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 7 委員会及び部会は、それぞれ委員長又は部会長が招集する。
- 8 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議に市民、学識経験者及び 関係者等の出席を求めることができる。

## (研究会の構成)

- 第5条 研究会は、座長、副座長及び構成員をもって組織する。
- 2 座長、副座長及び構成員は、委員長が指名する。
- 3 研究会は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- 4 分科会に、分科会長を置き、座長の指名する構成員をもって充てる。
- 5 分科会に属する構成員は、座長が指名する。
- 6 研究会及び分科会は、それぞれ座長又は分科会長が招集する。
- 7 座長及び分科会長は、必要があると認めるときは、会議に市民、学識経験者及び 関係者等の出席を求めることができる。

## (計画作成対象事業等)

第6条 条例第35条第3項に規定する景観の形成を図るための計画(以下「公共事業等景観形成計画」という。)の対象とする事業等は、別表2のとおりとする。

## (案の協議)

- 第7条 別表2に掲げる事業等の所管課長は、事業等の設計開始後、すみやかに、公 共事業等景観デザイン協議書(様式第1号)に公共事業等景観形成指針(条例第35 条第1項)に基づく公共事業等景観形成計画案を添えて、委員長に協議しなければ ならない。
- 2 前項の協議は、事業等の設計等の各過程において、既に協議を実施したもののう

ち、委員長が完了を認めたものについては、この限りではない。

3 第1項の協議があったもののうち、委員長は必要と認めるものについて、委員会 の付議案件とする。

(審議結果の通知等)

第8条 委員長は、前条第3項の規定に基づき付議された案の審議の結果を市長に報告するとともに、所管課長に通知するものとする。

(審議結果の反映等)

- 第9条 所管課長は、委員会の審議結果に基づき、公共事業等景観形成計画を確定し、 設計等及び事業の実施に反映しなければならない。
- 2 所管課長は、公共事業等の事業完了後、実績通知書(様式第2号)に関係書類を 添えて、委員長に通知するものとする。

(評価)

第 10 条 委員会は、必要があると認めるときは、事業完了後の公共事業等について、 公共事業等景観形成計画の成果を評価し、公共事業等景観デザインの改善に反映し なければならない。

(庶務)

第11条 委員会及び研究会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

委員長 副市長

委 員 企画部長

総務部長

産業経済部長

環境部長

建設部長

都市計画部長

部門	種別	公共事業等景観形成計画作成対象事業等
道路	道路	幅員 16 メートル以上のもの、コミュニティ道路及び緑道
	駅前広場	全て
	特別工作物	
	高架道路	地上からの高さが 5 メートルを超え、又はその延長が 10 メートルを超えるもの
	横断歩道橋	同上
	こ線橋又は 橋りょう	同上
建築物	建築物	高さ 10 メートルを超え、又は建築面積が 500 平方メートル を超えるもの
	指定工作物	高さ 10 メートル (当該指定工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、合計の高さが 10 メートル) を超えるもの
公園等	公園又は緑地	都市公園法第2条第1項に規定するもののうち 0.1 ヘクタ ールを超えるもの
	その他の 公共空地	その他市民一般に開放する公共空地のうち 0.1 ヘクタール を超えるもの
その他景観形成上重要な行為と委員長が認めるもの		

注 公共事業等の一部改修、増築等当該公共事業等の全体景観又は、周辺景観に影響 を及ぼさないと都市計画部長が認めるものを除く。